

# 高等教育サービスの自由化と WTO/GATS 問題

二 宮 鮎  
(2003年9月30日受理)

Some WTO/GATS Issues of Free Trade of Higher Education Service

Akira Ninomiya

This paper will discuss about some critical and possible issues and discourses on the WTO/GATS and the free trade of higher education services from the viewpoints of Japanese people concerned. The first part will deal with the introduction of the Japanese government policies and responses and of the no-concerns among Japanese university people. The Japanese schedule of specific commitments is "unbound." The Japanese Government suggest that it is necessary to review educational service from the main viewpoints of maintaining and improving the quality of education. It suggests concretely of maintenance and improvement of educational research in each country, of safety net or guard for the consumers (learners) from the low quality of services, and of global use and recognition of the degrees and the credits earned. The Government suggests to organize the information network for the higher education services in the world and the system of the international quality assurance institutions.

The second part will deal with the critical and possible issues that Japanese universities will face with in the coming future and that comparative educationists must be sensitive to, because of dealing with the education in other countries. Among many possible issues the author has tried to discuss what the barriers are for the free trade of higher education services, what may happen to the national system, overcoming the barriers, what the new global standards look like for the educational governance in the framework of GATS, what impacts are to be given to the developing countries, how the global markets will control the domestic educational market, and what influence may be upon culture. The author concludes that the future comparative and international educationists must be carefully concerned with these development of educational service trade issues and to be critical to those free trade of services in terms of equality and quality of educational opportunities and outcomes in the global community.

Key words: WTO/GATS, Higher Education Service, Globalization of Education

キーワード: WTO/GATS, 高等教育サービス, 教育のグローバル化

## 1. WTO(世界貿易機関)・GATS (サービス貿易一般協定)における「教育サービス」貿易

### (1) 「サービス貿易に関する一般協定」の発効

世界貿易機関(WTO)において、1995年1月にサービス貿易に関する一般協定(GATS, General Agreement on Trade in Services)が発効したが、これは、「初めての多国間でのサービス貿易分野の法的枠組み」であり、サービス貿易の自由化を目指す協議の開始を意味したものであった。この一般協定は、前文、1~29条と8付属書、及び各国約束表で構成されている<sup>1)</sup>。

この一般協定の特質は次のように説明されている。つまり、サービス貿易の自由化と拡大を目的とする国際的な規律の枠組みを策定するという観点からの国際的合意である。世界の貿易全体に占めるサービス貿易の比重が著しく増大したことにより、世界の貿易においてもこの分野の公正で自由な取引を促進するための障壁の問題を協議し、合意すべき時期がきたと判断された。実際にサービス貿易は世界貿易の全体の20%近くを占めるようになり、国内においてもまた、サービス産業が国内総生産の60%以上を占めるようになった。まさに経済のサービス化の進行とでもいえる時代が到来した。こうした時代認識がWTO事務局をしてサービス貿易問題への着手を促したことになるが、そこの教育サービスも対象とされることになった。

### (2) 「サービス」の定義

ゆるやかで可能な限り適用範囲を広くする定義となっている。協定では、「政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービス」(1条3(b))という規定であり、政府が独占的に公金でもって独占的に提供する事業を除き、民間が少しでも参入するサービスビジネスはすべて協定いう「サービス」に該当する。

### (3) 加盟国の「義務」の構造

#### 1) 協定締結によりすべてのサービス分野について負うこととなる「義務」

すべての分野に共通して負う「義務」としは、「最惠国待遇」の義務(特定の外国のサービス及びサービス提供者を差別しない義務)、「透明性」の義務(すべての措置の内容の公表を求める行政上の決定について法的救済を保証する義務)が重要なものとして規定されている。

#### 2) 加盟国が経済状況やその分野の国際競争力に応じて受け入れることを表明した場合の義務

受入れを約束した分野において生じる義務としては(この義務が重要であるが)、①特定の約束を行ったサービス分野についてのみ予め約束表に記載した条件及び制限の範囲で選択的に受け入れができる義務(市場アクセス、内国民待遇など)②「市場アクセス」(特に外国のサービス提供者が自国の市場に新たに進出する場合を念頭において、加盟国が資格・免許等の規制を通じて市場参入を量的・質的に制限する措置の撤廃)③「内国民待遇」(サービスの提供者に影響を及ぼすすべての措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える(法律上の平等のみならず事実上の平等を義務づけるもの。))但し、これはサービス提供業者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものではない、と解説されている。たとえば日本語以外での行政サービスが受けられないことがそれに該当するという。

いずれにしてもこのような義務観念は、「漸進的自由化」の思想によるものであり、二国間交渉を積み重ねるラウンドでもって約束する分野の拡大と約束の内容の充実を図る方法でもある。

### (4) 「サービス」の分野

さてGATSで問題とされる「サービス」分野に、実務サービス、電気通信、音響・映像、建設・関連エンジニアリング、流通、環境、金融、観光、娯楽・文化・スポーツ、運送、エネルギー、人の移動などの分野と並んで、「教育」分野が明確に位置付けられていることが重要である。教育もサービスとして国際的に理解され、自由貿易交渉の対象となる、という従来の教育学では説明しきれない観念がGATSでは国際的に合意されたのである。

### (5) WTOによるサービス貿易の4つのモード(態様(形態))

さて、WTO/GATSでは、サービス貿易を4つのモード(態様又は形態)に分類して、それおぞれについてどのような措置がとられるかを協議することとしている。4つのモードについては表1に示すとおりである<sup>2)</sup>。

## 2. 教育サービス貿易自由化交渉

### (1) 教育サービスの4つのモードの典型例(OECDの説明モデル)

WTO/GATSによる4モードの概念説明では非常

表1. サービス貿易の4モード

態様(モード)(Modes of Supply)	内 容	典 型 例
1. 国境を超える取引(第一モード) (Cross-border supply) (越境取引)	いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供(自国にいながらにして外国にいる顧客にサービスを提供)	○電話で外国のコンサルタントを利用する場合 ○外国のカタログ通信販売を利用する場合
2. 海外における消費(第二モード) (Consumption abroad) (国外消費)	いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって、他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの(外国に行った場合に現地のサービスを受ける場合)	○外国の会議施設を使って会議を行う場合 ○外国で船舶・航空機などの修理をする場合など
3. 業務上の拠点を通じてのサービス提供(第三モード) (Commercial presence) (拠点の設置)	いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの(外国の支店などを設置してサービス提供を行う)	○海外支店を通じた金融サービス ○海外現地法人が提供する流通・運輸サービスなど
4. 自然人の移動によるサービス提供(第四モード) (Presence of natural persons) (自然人の移動)	いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの(サービス事業者が社員を海外に派遣して海外の顧客にサービスを提供する)	○招聘外国人アーチストによる娯楽サービス ○外国人技師の短期滞在による保守・修理サービス

に分かりにくいとして、OECD/CERIでは表2に示しているような説明モデルを提示している。これによりそれぞれのモードが高等教育サービスなどとどのように関連するかについて十分な想像を獲得することができる<sup>3)</sup>。

## (2) 日本政府の提案

1) 第一次オファー(日本政府の「特定の約束に係わる表」(約束表)における「分野ごとに行う特定の約束」の中の教育サービスに関する約束)

さて日本政府はそれぞれ分野についてどのような約束を行ったかを示したのが表3である。結論的には何も約束していないともいえる。教育は国家が責任をもつ

て提供する重要な事業であるとする近代の考え方からすれば、自由市場、自由貿易市場に教育事業を任せることなど到底容認できることではない。しかし、グローバル化するサービス市場は国家の統制権能をも消費者の利益と公正な競争こそが最大の利益をもたらすとする国際市場化の圧力に説得されることになった。しかし日本政府は当座は特に何も積極的に約束することなく、各国からの要請を検討して個別協議で解決することになる<sup>4)</sup>。

2) 日本政府の「教育サービスに関する交渉提案」

日本政府は平成14年3月にWTO加盟国による検討に資するための提案を行っているが、「急激に変化する社会のニーズに柔軟に応え、教育研究の質的向上

表2. OECDによる教育サービスの4モードの説明モデル

態様(モード)(Modes of Supply)	教育サービスの典型例	市場規模とポテンシャル
1. 国境を超える取引(第一モード) (越境取引) (自国にいながらにして外国にいる顧客にサービスを提供)	○遠隔教育 ○ヴァーチャル教育機関 ○教育ソフト ○ICT手段による企業内訓練	現在はまだ規模は小さいが、急激に成長する市場。 ICT、とりわけインターネットの活用によるポテンシャルは大きいとみなされてきた。
2. 海外における消費(第二モード) (国外消費) (外国に行った場合に現地のサービスを受ける場合)	○外国の学校(コースや学位)に就学するために 外国に旅行する学生	現在では教育サービス、とりわけ高等教育のグローバル市場における最大のシェアをもつサービス貿易。しかし優秀な学生にはGATSによる取り扱いはほとんど意味がない。つまり一般に制限がないし、留学ビザや財政負担といった非GATS問題に関係するものであるから。GATSは学生の自国の大学における学位の認定を奨励する点で貢献するかもしれない。
3. 業務上の拠点を通じてのサービス提供(第三モード) (拠点の設置) (外国の支店などを設置してサービス提供を行う)	○現地の大学又はサテライトキャンパス ○語学学習会社(企業) ○私企業による訓練・教育(例: Microsoft、Ciscoなど)	将来の成長のポтенシャルは非常に高く、関心が高まっている分野。しかし加盟国の中ではあまり関心がなく、7カ国だけがこのモードによる高等教育へのコミットメントを表明している。
4. 自然人の移動によるサービス提供(第四モード) (自然人の移動) (サービス事業者が社員を海外に派遣して海外の顧客にサービスを提供する)	○臨時の(期限付き)で 海外で働く教授、教師、研究者	潜在的には高級人材移動を求める需要の増大による強力な市場。上記3つのモードに比べるとより政治的に意味はあるが、商業的にはあまり意味のないサービス。ほとんどのWTO加盟国は水平的基盤での制限を維持している(サービス分野すべてに適応される移民規則(入管規則がある。)大学人の移動は問題はない。

を図る」という政策目標を追及するうえで、「一定程度の自由化の推進も有効であることを認識し」、教育サービス分野におけるリクエスト(要求)や初期オファー交渉において、「市場アクセス改善及び内国民待遇の保証やこれらに関連する国内規制の緩和などを通じて自由化を進めるよう懇意する」という基本的認識を表明している<sup>5)</sup>。

しかし、「初等・中等教育については国家に留保されていること」を認識して交渉にあたるべきことを提案するとともに、次の諸点を明確に「提言(Suggestions)」している。

① 教育サービスは、教育の質の維持・向上の観点に

主眼を置いて検討すべきであり、具体的には、ア) 各国の教育研究の質の維持・向上、イ) 消費者(学習者)の保護(消費者が質の低いサービスにより被害を被らないための保証・セーフティーネット)、ウ) 学位・単位等の国際的な通用性などの観点を踏まえる必要がある。

② 教育制度については、国によって社会的背景や成り立ち等が違っているため、制度自体(例えば、設置認可・第三者評価・学位授与のシステムなど)も様々な面で異なっている。各国の行政組織体系の違いから、中央政府・地方政府の約九割分担も一律ではない。こうした差異にも十分考慮する必

表3. 日本政府の「特定の約束」(Japan-Schedule of Specific Commitments)

分 野 (Sector of Subsector)	市場アクセスに係る制限				内国民待遇に係る制限			
	第一態 様	第二態 様	第三態 様	第四態 様	第一態 様	第二態 様	第三態 様	第四態 様
5 教育サービス 日本国内で設置された学校教育機関によって提供される次に掲げる教育サービス(この学校教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。) A 初等教育サービス B 中等教育サービス C 高等教育サービス	(1) 約束しない (注)技術的に可能でない ないた め、約 束しな い)	(2) 約束しない (注)技術的に可能でない ないた め、約 束しな い)	(3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならぬ らな い。	(4) 約束しない (注)技術的に可能でない ないた め、約 束しな い)	(1) 約束しない (注)技術的に可能でない ないた め、約 束しな い)	(2) 約束しない (注)技術的に可能でない ないた め、約 束しな い)	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限なし。	(4) 約束しない の約束における記載を除くほか、制限なし。
D 成人教育サービス 成人のための外国語教育サービス(日本国内で設置された学校教育機関によって提供されるサービスを除く。以下、略)	(1) 制限しない	(2) 制限しない	(3) 制限しない	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない	(2) 制限しない	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限なし。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束なし。

要がある。

③ グローバル化や情報化の進展に伴い、国境を越えて提供される高等教育については、その質の保証をいかに確保すべきかという問題が生じてきていること(Universityと呼称する機関の質や水準の問題、Degree mill がE-learningにより他国にサービスを提供している場合にその信用性や内容の質を判断できないケースの問題)。

そこで日本政府は、具体的提言として、「各国の消費者(学習者)保護の観点から、各国は、国境を越えて提供される高等教育に関する情報提供ネットワークの構築の必要性・重要性について認識」し、「OECD等の国際機関や各国の大学評価機関等による国際的な団体等において、各国が協力して行う調査研究の実現に向け積極的に努力すべきである」としている。

## (2) 第一次オファーにおける各国の状況(OECD/CERI調査)

- ① 1995年(WTO)から今日までの間、42カ国が教育サービスのいずれかの下位分野(初等教育など)における約束を表明している。そのうち25カ国は4つの下位分野すべての約束を表明している。
- ② OECD加盟国の中で約束を表明しなかった国としては、カナダ、フィンランド、アイスランド、韓国及びスウェーデンであった。
- ③ 下位分野別約束表明状況については、初等教育が30カ国、中等教育が35カ国、高等教育が32カ国、成人教育が32カ国となっている。
- ④ 初等教育における各国の状況については(市場アクセスにおける1-3モードについて約束を表明した国は9カ国(豪、NZ、エストニア、ガンビア、ラトビア、リトアニアなど))。内国待遇における

- 1 – 3 モードについて約束を表明した国は17カ国（豪，NZ，ハンガリー，ノルウェー，メキシコ，ポーランド，トルコ，アルバニア，ブルガリア，エストニアなど）。)
- ⑤ 中等教育における各国の状況については、（市場アクセスにおける1 – 3 モードについて約束を表明した国は12カ国（豪，NZ，エストニア，ガーナ，ラトビアなど）。内国待遇における1 – 3 モードについて約束を表明した国は19カ国（ハンガリー，明メキシコ，NZ，ノルウェー，ポーランド，トルコなど。）。
- ⑥ 高等教育分野での状況については、32カ国のうち、15カ国が市場アクセスにおける1 – 3 モードについての約束を表明している（豪，NZ，スイス，アルバニア，コンゴ，クロアチア，エストニア，ジャマイカ，ヨルダン，キルギス，ラトビア，レソト，オマーン，スロベニアなど）。また、32カ国のうち、22カ国が内国待遇における1 – 3 モードについての約束を表明している（ハンガリー，メキシコ，NZ，ノルウェー，ポーランド，スイス，トルコ，アルバニア，台湾，コンゴ，クロアチア，エストニア，ジャマイカ，ヨルダン，ラトビア，レソト，オマーン，パナマなど。）
- ⑦ OECD 加盟国では、12カ国が約束を表明しているが、市場アクセスと内国待遇におけるモード1 – 3について約束を表明した国は2カ国である。
- ⑧ 日本は 市場アクセスも内国待遇もすべて“Unbound”（約束しない）と表明すると同時に学校教育機関に限定している。
- ⑨ 中国は モード1について市場アクセスと内国待遇について“Unbound”，モード2については市場と内国待遇のいずれも「制限しない」，モード3については市場アクセスでは「共同学校設立は可能」，内国待遇では“Unbound”と回答。モード4については市場アクセスが“Unbound”，内国待遇については「学士号以上の学位を保持すること，あるいは2年以上の専門職経験を証明を条件とする」と回答している<sup>5)</sup>。

### （3）初期リクエストの状況

#### 1) 外国からの初期要求

2002年6月時点での初期要求は、アメリカ，オーストラリア，ニュージーランド，カナダなど主要国10カ国からであった。

#### 2) 日本の初期要求

同じく2002年6月時点の日本政府の要求についてみると、日本も先進国・中進国に対し「一定の自由化」

を要求する国別リクエストを提出していた。相手国は、米国，EU各国，カナダ，東南アジア諸国・地域（中国，韓国，台湾，香港），ASEAN 主要国，豪，NZ，インド，メキシコ，ブラジルなど20カ国ほどであった。

リクエストの重点分野として、外国企業の活動を阻害する規制の撤廃・緩和，通信などの更なる自由化の約束，自由職業（会計・建築など）の更なる自由化をもとめているが、「教育サービス」においては「高等教育，成人教育等について市場アクセス・内国民待遇の約束，など」をリクエストしているという。

### （4）日本の初期オファー

2003年3月末時点での日本政府が高等教育サービスに関して提案した新たな日本の約束についてみると次のとおりとなっている<sup>7)</sup>。

#### 1) 第一モード

「約束しない」（変化なし）

#### 1) 第二モード

「制限しない」（第一次オファーでは「約束しない」であった）

#### 3) 第三モード

「学校法人が設置しなくてはならない」（変化なし）

#### 4) 第四モード

「約束しない」（変化なし）

## 3. 「高等教育サービス」貿易自由化をめぐる諸問題

さてこうしたグローバル化するサービス市場に投げ出されることとなる教育事業とりわけ、高等教育サービスの輸出入や貿易自由化という観念を近代国家主義的教育制度論と対比しながら何をどのように議論し、研究していくべきなのか、その争点を明らかにする努力が必要であろう。単に教育サービス貿易自由化の是非を問題とするのではなく、国民の教育はどうあるべきか、国民の教育需要に誰がどのように応えるべきか、など根源的な争点は何かを解明し、論議することが必要であろう<sup>6)</sup>。

- （1）高等教育サービス貿易の障壁（非関税障壁）は何か  
教科書・教材の輸入制限，留学にかかる障壁としては「ビザ」，持ち出し外貨制限，学位・資格の同等性の認定，リソースへの平等なアクセスを制限する措置など。特に学生への公的補助制度がある国における外国人留学生に対する同等のアクセスを認めているかどうかの問題もあると指摘される。その場合の影響として「学生に対する公的な補助制度を廃止する」とい

う結果をもたらすことになるとの懸念を表明する者もいる。たとえば、Susan Robertson, Xavier Bonal and Roger Dale, "GATS and the Education Service Industry: The Politics of Scale and Global Re-territorialization, がそれである<sup>7)</sup>。

モード 3 における非関税障壁としては、たとえば、① 学位授与機関として認定されない状況（国家によって大学として認可されない場合）、② 外国のサービス提供者による直接投資を制限する措置、③ 機関設立に対する国家の基準（要求）、④ 医学にみられるような国家又は専門的に制御されたニーズテスト（供給の統制）、外国人教師に対する制限（外国語教師、外国人教授など）、⑤ 国家が独占する状況（民間の参加の制限）、⑥ 地域の機関に対する国家補助制度で外国のサービス提供者はその補助が受けられないような状況などが指摘されている。（Susan Robertson 上掲論文より）。

またモード 4 における障壁としては、外国で取得された資格の認定、外国のサービス提供者に対する異なる認可手続き・過程、就労ビザの取得要求など。

## (2) 障壁を除去すると国家には何が起こると予測すべきか

第一の影響は、Susan Robertson 論文によると、外国のサービス提供者が国内の学位授与機関と同等な権利を授与され、同時に国家による補助金を受給する同等の権利を得るようになり、これが公財政補助制度と公教育制度の性質に大きな影響を及ぼすという点を指摘する。第二の影響としては、公教育サービス提供の主人公が国家独占が挑戦されるに伴い、民間（私的）セクターが公教育機会の提供者の位置を占めることとなる。

公的教育機関はそうなると「商業企業のような行動をとるようになり、収益追求型活動志向」となる。

## (3) GATS による国家の枠組みの中での教育のガバナンスをめぐるゲームの新たなグローバルな規準

教育における資格の国際化、知の生産と消費におけるグローバル化、国家の教育統制権限の変容など、新たなグローバル規準が議論されるようになる。そうなると国家の人材育成計画などは国際教育サービス市場の規準に影響されるようになり、国家のニーズに基づく基準でもっては統制できなくなる。

## (4) 自由貿易体制における途上国問題

多くの途上国が教育サービスの自由化を表明しているが、その背景には外国の投資を誘致したいという思

惑があると指摘されている。まさに教育サービスは工場や企業の誘致と同じで、外国資本の投資による経済効果の観点から扱われていることがわかる。

## (5) 教育サービスは「営利目的のサービス」

国家（世銀もそうであるが）の教育投資論に支えられた教育政策（社会経済政策）についてみると、グローバル市場の論理が教育サービスを規定するという GATS 体制においては、それはかなり機能しなくなると想定される。国家の教育に対する統制権能（主権）も大きくグローバル市場によって左右される議論されている。

## (6) WTO/GATS の国民文化に及ぼす影響

さらに、グローバル市場化する教育サービス提供により、各国の文化的側面への影響を論じる人々もいる。たとえば、ナショナルアイデンティティ、国民の言語（国語）、国民文化の創出や再生など文化の側面への影響が想定される。つまり巨大な多国籍型企業によるグローバル市場での教育サービスの提供によって、各国の文化が隅に追いやられてしまうという心配がそれである。

## 結論

GATS は各国がどのように「約束」を表明し、また各国からの「リクエスト」にどのように「オファー」するかはすべて各国の判断にまかされ、2 国間協議による解決を基軸とする自由化交渉が基本であるので、教育サービスのいずれのモードをどのように自由化するかは国家によって保留される権限である。その意味ですぐに何かが起こるということではないが、比較教育学はグローバル化する教育の国際市場化が各国の公教育システムにどのようなインパクトをもたらすのか、また GATS の基本理念である消費者に「最良のサービス（商品）」を提供するという観点から国家と国家を超える教育サービスの消費の統制問題を再検討することも重要であろう。

日本の大学は消費者（学生）に最適なサービスを提供できるのか、むしろ外国のプロバイダーによる教育サービスを購入できるならそうしたいと願っている多くの日本の消費者がいるとすれば、その問題をどのように考えるべきか、も問題となる。

かつて日米留学生摩擦ということで「日米短期交換留学プログラム」が開発されたが、その時はアメリカの大学では 4 万人の日本人を受け入れて教育を提供しているのに、日本の大学はおよそ 1,000 人のアメリカ

人学生を受け入れているだけである。アメリカ人の税金で多くの日本人を教育しているというのが米側の主張であった。こうした留学生の貿易不均衡問題としてモンデール駐日大使から指摘され、国立大学を中心にアメリカ人学生を英語による特別コースに受け入れるようにつとめてきた。しかしGATS問題の視点からこの問題を捉えなおすと、話は逆になる。米国は日本に対して高等教育を輸出しているのであって、貿易黒字であるというべきであった。日本が非難されることになかったのである。むしろ日本が日本の教育を輸出し、外貨を稼ぐ気持ちがあったならば、留学生貿易（輸出）の障壁を考え、米国側に障壁の撤廃（たとえば日本の大学の単位認定の難しさ、学期の違いへの対応など）を要求することもできたわけである。もちろん日本の大学が国際市場で消費者の購買意欲を高める品質の高い教育を提供するという条件は存在しているが。

教育学研究とりわけ比較教育学は、これから10年から15年の間、教育サービス貿易自由化交渉が続く中で、グローバル化する教育国際市場問題に関心をもつべきであり、また日本政府の対応を検証し続けるべきでもある。比較教育学は19世紀以来の各国における近代国家教育システム確立・整備に「教育借用」の方法でもって大きく貢献してきたが、21世紀においてはまさに、国家的国民教育システムを越えるグローバル化したシステムの調整をどのように行うべきかという新たな課題への挑戦権を手に入れたといっても過言ではない。批判的かつ生産的な研究のあり方を模索しなくてはならない。

## 【注及び引用参考文献】

- 1) 外務省経済局サービス貿易室編『WTO サービス貿易一般協定—最近の動きと解説』、日本国際問題研究所、1997年。
- 2) 外務省ホームページより。2002年9月19日。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/service.html>.
- 3) Pierre Sauve, Trade, Education and the GATS: What's In, What's Out. What's All the Fuss About? A paper prepared for the OECD/US Forum on Trade in Educational Service, May 23-24, 2002.
- 4) 市場アクセス及び内国民待遇に係わる制限について「約束」が提出されているが、追加的約束は教育サービスでは提出されていない。Japan schedule of specific commitments.
- 5) 外務省ホームページより。2002年10月19日。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/education.html>.
- 6) OECD/CERI, Educational Document: Current Commitments under the GATS in Educational Services, prepared for the OECD/US Forum on Trade in Educational Service, 23-24, May, 2002.
- 7) Susan Robertson, Xaviery Bonal and Roger Dale, "GATS and the Education Service Industry: The Politics of Scale and Global Reterrtrialization," CER, Vol.46, No.4, Nov. 2002, pp.486-487.